

豊山町国民健康保険税条例の一部改正について（改正要旨）

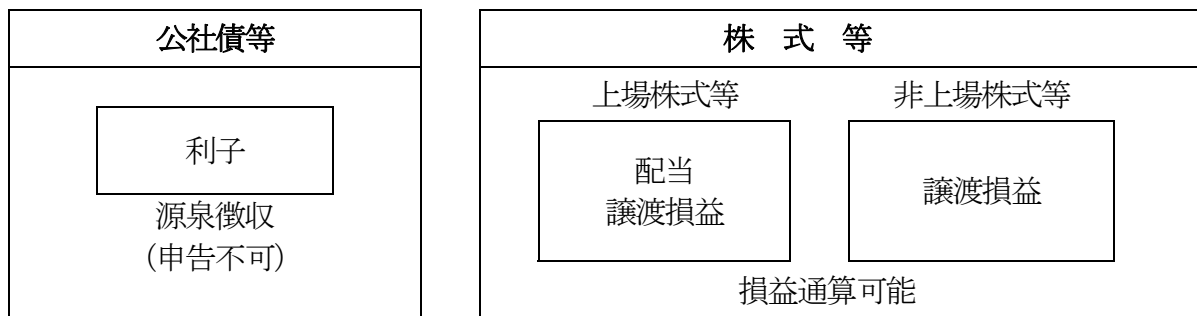
1 目的

地方税法の改正に伴い、金融所得課税の一体化等の見直しのため所要の整備を図ります。

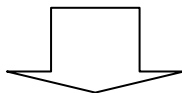
2 改正概要

- ・ 条例本文の改正は、字句の修正、条文の整備、摘要条文の改正です。
- ・ 地方税法の改正に伴う改正は、すべて附則の改正です。内容は以下の通りです。

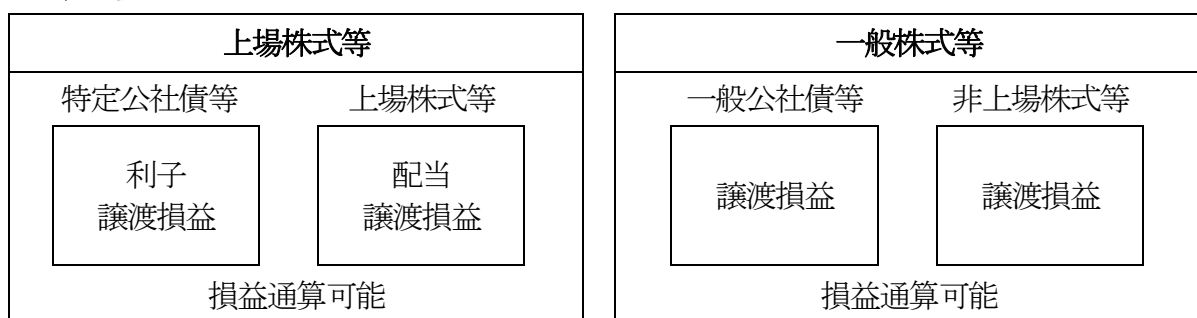
（改正前）



※ 譲渡益は非課税



（改正後）



※ 特定公社債は国債・地方債等

豊山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

豊山町国民健康保険税条例（昭和43年豊山町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「課税を」を「課税額を」に改める。

第13条第8項中「第2条第1項の額から」を「第2条第1項の額を」に、「月割り」を「月割」に改める。

第20条第1項中「第10条」を「第12条第1項」に改める。

第21条第1項中「得た額」の次に「（町長が必要と認める場合においては、当該前年度の国民健康保険税額を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲において町長が定める額とする。）」を加える。

第22条第1項中「第25条」を「第26条」に改める。

第23条第2号中「特定同一世帯所属者」の次に「（当該納税義務者を除く。）」を加え、同条第3号中「もの」を「者」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第6項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等」に、「附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「同条第2項中」を「、同条第2項中」に、「附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等金額」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」に改める。

附則第7項を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条

中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則中第8項及び第9項を削り、第10項を第8項とし、第11項を削り、第12項を第9項とし、第13項を第10項とする。

附則第14項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第15項を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第2条、第13条及び第20条から第23条までの改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊山町国民健康保険税条例附則第3項及び第6項から第11項までの規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提出理由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い関係条文を改正する必要があるからである。